

2026年8月12日

No. SME_001

【スポーツ法・スポーツビジネス概説①】

日本におけるスポーツ関連法規とスポーツ機関の概要

執筆者：弁護士 野邊健太

本コラムでは、日本におけるスポーツを取り巻く法的関係の基礎を理解するため、スポーツに関連する法規とスポーツに関する機関の概要を説明します。

1. 日本におけるスポーツ関連法規の枠組み

日本におけるスポーツ関連法規の根幹として、「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」が制定されています。同法は1961年（昭和36年）に制定された「スポーツ振興法」の全面改正として、2011年（平成23年）に、第177回国会にて成立し、同年に施行されました。スポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにする等、スポーツに関する施策の基本となる事項を定め、スポーツを体系的かつ包括的に振興することを目的として制定されました。特に同法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは基本的人権であり、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、すべての国民にスポーツへの機会が提供されるべきであることを認め、「スポーツは世界共通の人類の文化である」という核心的価値を明確にしています。¹

スポーツ基本法の制定から10年以上が経過し、スポーツを取り巻く社会環境が変化してきたことを踏まえ、2025年（令和7年）、スポーツ基本法の改正が行われ、2025年（令和7年）9月に施行され

¹ 文部科学省「スポーツ基本法（制定までの経緯・制定当時の条文）」：

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm

ました。これは、ハラスメント問題、気候変動、地域の人口減少、多様性と共生といった最新の課題の解決に向けた内容を含むもので、2025年（令和7年）の改正の主な内容は以下のとおりです。²

- 「スポーツの果たす役割」の再定義：これまでの「する」「見る」「支える」に加え、新たに「集まる」「つながる」が追加され、スポーツの捉え方が大きく拡大されました（同法前文）。この新たな役割は、具体的には、スタジアムやアリーナに人々が集い、スポーツを通じて交流すること等を指しています。
- 社会課題解決への貢献：スポーツによる地域振興・長寿社会の実現・共生社会の実現への貢献（スポーツ基本法第2条第3項、第4項及び第5項）、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツ基本法第12条第3項）、気候変動に留意したスポーツ事故防止・環境整備（スポーツ基本法第14条第2項）、部活動問題対策を含めた中学生のスポーツ機会の確保・高校生・大学生スポーツの普及・推進（スポーツ基本法第17条の2乃至第17条の4）等が追加されました。
- アスリートの権利保護：国及び地方公共団体に、スポーツを行う者に対する暴力、性的言動、インターネット上の誹謗中傷等を防止する措置を講じることを義務付け、また、スポーツ団体に対し、このような問題の防止に努めるよう求める規定が追加されました（スポーツ基本法第29条）。
- 不正行為の防止及びアンチ・ドーピング対策：国が、スポーツ団体と連携して不正行為を防止するための措置を講じるよう努める義務を定め（スポーツ基本法第29条の2）、また、日本アンチ・ドーピング機構に加えて、他の関係機関（具体的には、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（J-Fairness）³）とも連携して、アンチ・ドーピング活動の措置を講じることとしました（第29条の3、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年10月1日施行）第8条）。
- 透明性：スポーツ団体に、運営基盤を強化し、健全な運営の確保に努めるよう求める（スポーツ基本法第5条）とともに、自ら遵守すべき基準を定め、その指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、運営の公正性・透明性の確保に努めるよう求められました（スポーツ基本法第29条の5）。

² スポーツ庁「スポーツ基本法について」：

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm

³ <https://www.j-fairness.org/>

スポーツ基本法がスポーツに関する基本的原則等を定める一方で、特定の分野については個別の法律や規範による規律がなされています。

- スポーツにおけるアンチ・ドーピング活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号）：スポーツ基本法及びドーピング防止に関する国際規約の趣旨に基づき、ドーピング防止活動の推進に関する基本原則等を定めた法律で、ドーピングの禁止、国や関係団体の責務等を規定。2025年9月の改正により、アンチ・ドーピング活動を担当する一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構と国や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携が明示的に義務付けられました。
- 日本アンチ・ドーピング規程⁴：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）によって作成された日本国内におけるアンチ・ドーピング規則。世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の定める世界アンチ・ドーピング規程に準拠して作成されており、国内競技団体の主催する活動や競技大会に参加する際に、本規定が適用されます。
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）：スポーツ振興投票（WINNER、toto及びBIGのスポーツくじ⁵）の運営及びその収益金の使途等を規定。同法に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JAPAN SPORT COUNCIL）がスポーツ振興投票の運営を行っています。
- 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第103号）（略称、チケット不正転売禁止法）：特定興行入場券（スポーツを含む、イベントのチケットであって、無断譲渡を禁止する旨の表示がなされている等一定の要件を満たしているもの）の不正転売を規制。
- 公営競技に関する各法律（競馬法（昭和23年法律第158号）、自転車競技法（昭和23年法律第209号）、モーターボート競争法（昭和26年法律第242号）、小型自動車競争法（昭和25年法律第208号））：各法律により、競馬、競輪、競艇、オートレースの各公営競技の運営等を規定。
- 刑法（明示40年法律第45条）：賭博罪（刑法第185条）、富くじ発売等罪（刑法第187条）や詐欺罪（刑法第246条）等により、スポーツにおける賭博や八百長を規制。

⁴ <https://www.playtruejapan.org/code/provision/japan.html>

⁵ <https://www.toto-dream.com/winner/index.html>

2. 日本におけるスポーツ関係機関及び監督体制

他の産業と同様、スポーツ業界も官公庁や公的機関による監督・規制を受けていますが、日本における主なスポーツ関係機関は以下のとおりです。

(1) 文部科学省

文部科学省は、歴史的にスポーツ振興（地域スポーツの推進、学校体育・武道の振興、国際競技力の向上、スポーツ界のガバナンス強化、オリパラムーブメントの推進等）を行ってきましたが、2015年（平成27年）10月のスポーツ庁の設置以後は、その基本的役割をスポーツ庁に承継しています。

(2) スポーツ庁

スポーツ庁は、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、外務省等の省庁間の重複を調整して効率化を図るとともに、新たな相乗効果を生み出すことを目的として、学校体育、生涯スポーツを含めスポーツ施策の主要部分を狙ってきた文部科学省の外局として、2015年（平成27年）10月に設置されました。⁶

文部科学省が旧来担っていたスポーツ振興に加え、他省庁と連携し、健康増進に資するスポーツ機会の確保、障害者スポーツの充実、スポーツによる地域おこしへの支援、Sport for Tomorrowの実施、産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化等、スポーツ行政を総合的に実施しています。

(3) その他の機関・組織

- ・ 経済産業省：経済産業省は、企業とスポーツリーグ・クラブの連携機会の創出、スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開の基盤強化、スポーツ未来開拓会議の主催、スタジアム・アリーナ改革等のスポーツ関連事業を推進しています。⁷
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JAPAN SPORT COUNCIL）：日本スポーツ振興センターは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づき、2003年（平成15年）に設立されました。スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒

⁶ スポーツ庁創設の経緯：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/soshiki2/1373916.htm

⁷ 経済産業省：サービス産業：<https://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/index.html>

等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うものとされています。⁸ 具体的には、国立代々木競技場、国立競技場、秩父宮ラグビー場等の施設の管理・運営の他、スポーツ振興投票（スポーツくじ）の運営、スポーツ・インテグリティの確保に関する業務等多様な業務を行っています。⁹

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）・日本パラリンピック委員会（JPC）：それぞれ国際オリンピック委員会（IOC）・国際パラリンピック委員会（IPC）に所属する国内オリンピック委員会（NOC）、パラリンピック委員会（NPC）として、オリンピック・パラリンピックの価値発信、アスリートの育成・支援、国内競技連盟（NF）との連携・支援等を行っています。日本パラリンピック委員会（JPC）は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）内に設置されています。¹⁰
- 日本スポーツ協会（JSPO）：JSPOは、元々1911年（明治44年）に大日本体育協会として設立され、オリンピック大会参加・国民体育大会（現国民スポーツ大会）や、スポーツ指導者の育成、国際スポーツ交流、スポーツ医・科学の研究など、国民スポーツ振興のための事業等を実施していましたが、1989年（平成元年）に日本オリンピック委員会（JOC）がJSPOから分離・独立したことに伴い、現在は主に、国民スポーツの普及・振興、とりわけ生涯スポーツの推進を担っています。¹¹
- 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）：JADAは、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の定める世界アンチ・ドーピング規程におけるコンプライアンスを遵守しつつ、国内アンチ・ドーピング機関として、教育、ドーピング検査、結果管理、インテリジェンス活動、人材育成、国際協力等の事業を行っています。¹² JADAは、ドーピング検査の実施と同様に、国内でのドーピング検査の結果管理についても責任を持っています（国際競技連盟が行うドーピング検査については異なる）。違反が疑われる分析結果の報告があった場合、違反の有無や、資格停止期間などの決定は、独立した機関である日本アンチ・ドーピン

⁸ JAPAN SPORT COUNCIL：目的・沿革：<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx>

⁹ JAPAN SPORT COUNCIL：業務の紹介：<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyomu/tabid/124/Default.aspx>

¹⁰ JOC について：<https://www.joc.or.jp/about/>

日本パラリンピック委員会：組織・委員会情報：<https://www.parasports.or.jp/paralympic/jpc/index.html>

JPSA 組織概要：<https://www.parasports.or.jp/about/>

¹¹ JSPO（日本スポーツ協会とは）：<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid57.html#02>

¹² JADA：事業と活動：<https://www.playtruejapan.org/activity/>

グ規律パネルが行いますが、JADAは該当のドーピング検査の状況や、規程に則った資格停止期間について説明、主張します。

3. 各競技の国内統括団体・競技連盟

他国と同様日本においても、各スポーツ・競技について、全国・地域レベルでの統括団体である連盟・協会が組織されています。これらの団体は個々のスポーツ・競技を統括し、全国レベル・地域レベルでの普及活動、競技規則策定、競技会の運営・管理、コンプライアンス・プログラム（懲罰の実施、アンチ・ドーピング）等を実施しています。その多くはJOC、JPC、及び／又はJSPOの会員となっています。これらの団体の多くは公益社団法人・財団法人として認定されており、税制優遇等のメリットを享受する一方で、法律に基づき、行政の監督を受けることとなります。

4. まとめ

日本におけるスポーツ規制は、単一の「スポーツ法」という法規によって規律されるものではなく、スポーツ基本法を基本とした各種法令により規律されていますが、これに加え、公的団体の制定する規則及び各競技の統括団体の定める規則も適用され、個々のスポーツ・競技毎に細かく異なるルールによる規制がなされています。これら規制を網羅的に把握することは困難ですが、基本となる法律を理解した上で、各競技の規則を個別に解釈していくことが必要となります。

また、スポーツ庁を中心とした国の行政機関やその他の公的団体による取組み・活動・方針を適切に理解・実施していくことで、各スポーツ団体・アスリートにおいて、一貫したガバナンスや国際基準への適合（特にアンチ・ドーピングやフェアプレーに関して）が可能となり、ひいては、競技そのものの普及、スポーツ団体・クラブの経営の安定・発展、選手が安心して競技を行える環境の整備等が進み、スポーツの持続的な発展につながるものと考えられます。

執筆者

弁護士 野邊健太（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: kenta.nobe@aplaj.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

スポーツ、メディア&エンターテインメントプラクティスチーム

Email: cpg_sports_entertainment@aplaj.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

